

自転車に乗るときは ヘルメット着用を！



大人も
子どもも！

**自転車乗車用ヘルメットの着用が
努力義務**です。

自転車死亡事故のうち、約5割※¹が頭部に致命傷を負っています。
乗車用ヘルメットを着けていない場合、主に頭部を負傷した死者・
重傷者の割合は 着用時に比べて約1.7倍※²も高くなっています。

自身を守るためにもヘルメットを着用しましょう。

※1出典：警察庁交通局（令和6年） ※2出典：警察庁交通局（令和2年～令和6年合計）

川崎市・川崎市交通安全対策協議会

守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

自転車

安全利用五則

令和4年11月1日

に新しくなりました！

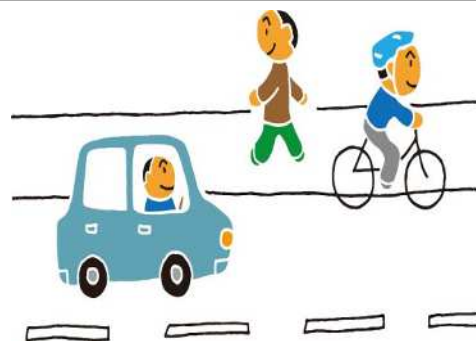
①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道を通行することができる場合※でも、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければなりません。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が通行する場合のほか、道路標識等により通行できる場合



「自転車及び歩行者専用」



②交差点では 信号と一時停止を守って、 安全確認

信号機のある場所では、信号表示に従いましょう。また、一時停止場所では必ず止まり、周囲の安全確認をしましょう。



③夜間はライトを点灯

ライトには、道路を照らす役割と、自分の存在を周りに知らせる役割があります。自転車の側面にも反射材（リフレクター）をつけましょう。



④ 飲 酒 運 転 は 禁 止

飲酒運転は大切な人の未来を奪う「重大な犯罪」です。
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。



⑤ ヘルメットを着用

改正道路交通法により年齢を問わず努力義務となります。

（令和5年4月1日施行）



川崎市（市民文化局地域安全推進課）・川崎市交通安全対策協議会
Tel:044-200-2266